

## 別記様式第1号-1

### 1 発生調査

#### (1) 果樹等生産園における被害調査

- ①方法：フラスの排出を目視で観察
- ②時期：フラスの排出が盛んな7月から8月に一斉調査を実施する。  
未確認地域で新たな発生報告があった場合は、その都度現地確認調査を実施する。
- ③調査地域：県内全域のモモ、スモモ、ウメ等の果樹生産園、及びモモ、ウメ、サクラ等の花き切り枝生産園

#### (2) 街路樹等のサクラを含む全体調査は県と市町村の環境部局が別途実施

### 2 防除対象樹種

モモ（ネクタリンを含む）、スモモ、ウメ（※新たに他の樹種で加害が確認された場合は必要に応じて見直す。）

### 3 防除対象地域

別添1の総合防除対策で示された対象地域

果樹園以外の樹木を含む被害密度が一定数以上（10本/1km<sup>2</sup>）の地域を被害地域、一定数未満及び被害地域の隣接した5km圏内の地域を初期防除が必要な予防地域と定義する。対象地域は大字単位で定める（対象1kmメッシュ内に一部でもかかる大字）。未発生地において、新たな発生があった場合は必要に応じて対象地域を見直す。

### 4 防除

#### (1) ネット巻き

- ①資材：4mm目の防風ネット、クビアカガードネット等
- ②時期：4月～3月
- ③留意点：成虫脱出期前までに巻き、成虫による拡散防止及び飛来成虫による産卵防止を図る。  
定期的に見回り脱出成虫を殺虫する。網は幹に密着していると噛み切られやすいので緩く巻く。

#### (2) フラス排出孔への農薬注入

- ①農薬：フラスの排出孔から幼虫を別表の使用法ウの農薬を注入し防除、または針金で刺殺する。
- ②時期：4月～3月
- ③回数：1～5回
- ④留意点：幼虫がフラスを排出している穴ごとに注入する。  
複雑な食入孔と内部に充満したフラスによって防除効果が安定しないため、複数回の処理をする。

#### (3) 農薬散布等

- ①農薬：別添2の使用法ア、エ、カの農薬
- ②時期：4月～3月
- ③回数：1～7回

#### (4) 農薬の樹幹散布

- ①農薬：別添2の使用法イの農薬
- ②時期：収穫終了後～開花期前
- ③回数：0～2回
- ④留意点：樹幹部及び主枝に散布する。

#### (5) 伐採

- ①方法：伐採、抜根
- ②時期：9月～4月
- ③留意点：幼虫が立木内に留まっている9月から翌4月に実施、やむを得ず5月から8月に実施する場合は、確実な逸出防止措置をとる。

#### (6) 伐採木の処理

- ①方法：破碎処理、焼却処理、別表の使用法オの農薬でくん蒸処理
- ②留意点：やむを得ず5月から8月に伐採する場合は、一時的な保管を行わずに、速やかに処理する。

#### (7) 紫外線（UVA）照射による卵検出

- ①資材：UVA（波長：395～405nm）照射が可能なもの
- ②時期：4月～3月
- ③留意点：UVA照射は目を痛める可能性がある為、作業時にはゴーグル等を着用する。

### 5 防除効果の確認

地際のフラスを定期的に清掃しておき、フラスの排出状況から防除効果を確認する。

### 6 生産者等への技術的指導

- ①開催地域及び開催内容：被害発生地域では防除対策を指導し、未発生地域においては注意喚起をする。
- ②開催時期：年間
- ③実施方法：研修会、講習会、現地巡回、出荷会議等による周知

## 7 その他特記事項

### (1) クビアカツヤカミキリ対策についての体制

- ①庁内連絡会議：効果的な防除対策を進めるにあたり、県庁内の関係所属間で必要な事項を連絡・調整する。
  - ②群馬県クビアカツヤカミキリ行政連絡会議：効果的な防除対策を適切かつ円滑に進めるにあたり、県、市町村間で必要な事項の連絡・調整、共有を行う。
  - ③邑楽館林地域クビアカツヤカミキリ対策協議会：被害が発生している邑楽館林地域の1市5町で必要な事項の連絡・調整、共有を行う。
- ※県単事業及び県民基金で、街路樹等のサクラに対する防除の補助事業を実施し、果樹とサクラが一体となった防除対策を実施（別添資料参照）

時期 内容	令和7年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発生調査および 防除効果確認調 査	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">発生状況調査(全体)</div>											
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">発生状況調査(果樹)</div>											
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">未発生地域で新たな発生報告があった場合は現地確認調査</div>											
	<p>発生状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街路樹等のサクラを含む全体調査は県と市町村の環境部局が別途実施。</li> <li>・ 果樹等生産園の被害調査はフラス排出盛期の7～8月に、フラスの排出状況を目視観察により実施。</li> <li>・ 未確認地域で新たな発生報告があった場合は、必要に応じて種の同定をする。</li> </ul>											
防除	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">フラスの排出状況の観察</div>											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地際のフラスを定期的に清掃しておき、フラスの排出状況の推移から防除効果を確認する。</li> </ul>											
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ネット被覆および捕殺</div>											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月～3月</li> <li>・ 脱出成虫による拡散防止及び飛来成虫による産卵を防止する。</li> <li>・ 成虫脱出期前の5月末までにネットを巻く。</li> <li>・ 農繁期に作業ができない場合は農閑期を活用し巻いておく。</li> </ul>											
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">フラスの排出孔から幼虫を刺殺または農薬を注入</div>											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月～3月</li> <li>・ フラスを排出する幼虫の防除</li> <li>・ 別表使用方法ウの農薬</li> </ul>											
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">成虫を対象とした農薬散布</div>											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5月～8月</li> <li>・ 飛来する成虫の防除</li> <li>・ 別表使用方法ア、エの農薬</li> </ul>											
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ブラックライトを用いた調査</div>											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月～3月</li> <li>・ 卵を検出し、適切な防除を実施</li> </ul>											
生産者等への技 術的指導等	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">孵化幼虫を対象とした農薬散布</div>											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月～3月</li> <li>・ 孵化幼虫の食入防止、若齢幼虫の防除</li> <li>・ 別表使用方法ア、カの農薬</li> </ul>											
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">食入幼虫に対する農薬散布</div>											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (収穫終了後～開花期前)</li> <li>・ 樹皮下に食入した幼虫を防除</li> <li>・ 別表使用方法イの農薬</li> </ul>											
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">被害樹の伐採処分</div>											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9月～翌4月</li> <li>・ 幼虫が立木内に留まっている時期に実施</li> <li>・ やむを得ず5月から8月に実施する場合は、確実な逸出防止措置を採るとともに、速やかに処理する。</li> </ul>												
生産者等への技 術的指導等	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">研修会、講習会、現地巡回、出荷会議等</div>											

## 果樹

### 果樹等生産園地

予防・被害地域内の果樹等生産園地



### 重要病害虫の特別防除等

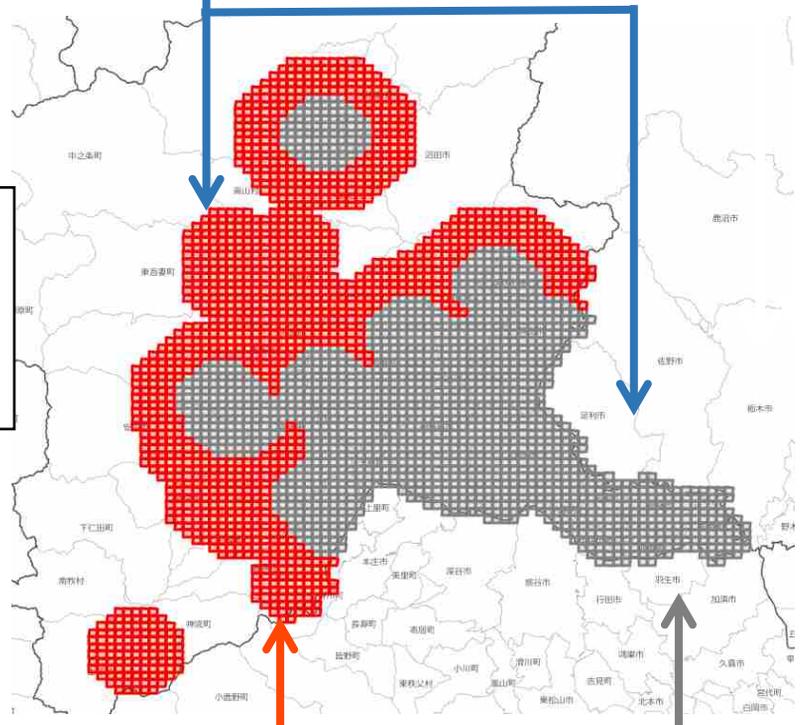
### 重要病害虫の特別防除等

(消費・安全対策交付金)

- 対象事業：市町村、農協、生産者が組織する団体等が実施する薬剤散布、ネット巻き、伐採等のクビアカツヤカミキリ防除対策事業
- 補助率：2分の1以内

凡例

- 被害地域
- 予防地域
- 色なし 未発生地域



### 全樹種対象

### 予防地域

被害地域及び散発的な被害発生地域から半径5km圏内の地域



### 防除対策事業

### 防除対策事業

- 対象事業：市町村が実施する樹幹注入、フラス孔注入及びネット巻きによる防除対策事業
- 補助率：補助率：2分の1以内

### 被害地域

被害本数が概ね10本以上集中している地域から半径5km圏内の地域



### ぐんま緑の県民基金事業

### ぐんま緑の県民基金事業

市町村提案型事業において、地域課題に対応するため独自提案事業を設けている。

実施事業については、市町村からの提案を受け、外部有識者の意見を聴取した上で予算の範囲内で採択している。

(参考) 独自提案事業  
補助率：事業費の2分の1以内

(別添2)

### クビアカツヤカミキリ対策における対象農薬

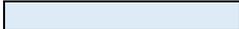
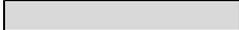
※農薬の使用に際しては、必ず農薬のラベルに記載されている登録内容・注意事項を確認してください

IRAC コード	薬剤名	使用方法	果樹類					おうとう	切枝 生産園 はなもも
			もも類		小粒核果類				
			もも	ネクタリン	うめ	すもも	あんず		
1A	オリオン水和剤40	散布	○	○	○	●	●		
1B	スミチオン乳剤	散布	○		○				
3A	アグロスリン水和剤	散布	○	○		○		○	
4A	アクタラ顆粒水溶剤	散布	○	○	○	●	●	○	
4A	ダントツ水溶剤	散布	○		○	○			
4A	ベニカ水溶剤	散布	○		○				
4A	モスピラン顆粒水溶剤	散布	○		○	○	●	○	
21A	ハチハチフロアブル	散布	○	○					
28	テッパン液剤	散布	○		●	●	●	○	
22B	アクセルフロアブル	樹幹散布	●	●		○			
		散布	●	●	○	○			
1B	スミバイン乳剤	樹幹散布							●
3A	ロビンフード	樹幹・樹枝の食入孔にノズルを差し込み噴射	○	●	○	○	●	○	●
		噴射							●
3A	ベニカカミキリムシエアゾール	樹幹・樹枝の食入孔にノズルを差し込み噴射	○	●	○	○	●	○	●
		噴射							●
6	リバイブ	樹幹部に注入孔をあけ、注入器の先端を押し込み樹幹注入する							●
-	バイオリサ・カミキリ [生物農薬(カビ)]	地際に近い主幹の分枝部分等に架ける	●	●	●	●	●	●	
8F	キルパー40	加害された伐倒木を集積したものまたは枯損木に、所定薬量を散布し、直ちにビニールシート等で密閉し所定期間くん蒸する。	○		○	○			

(注1) ●は上位の分類(果樹類、小粒核果類、もも類、樹木類)での農薬登録

(注2) ○または●が記載されていない農薬及び作物の組合せには適用がないことに注意

(注3) 農薬登録情報は2025年4月2日現在の情報である

処理方法	
	ア 散布
	イ 樹幹及び主枝に散布
	ウ フラスの排出孔に薬剤を注入
	エ その他
	オ くん蒸(伐倒木)
	カ 樹幹部に薬剤を注入